

私設保育施設事業者 御中

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部次世代育成課

### 令和6年度認可外保育施設支援事業費補助金交付申請書の提出について

本県の保育行政の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、申請を希望される場合は次のとおり書類の提出をお願いします。  
今回交付申請を受け付ける事業は、以下のとおりです。

- ・ ICT化推進事業
- ・ 安全対策事業
- ・ 性被害防止対策支援事業

※ 改修費等支援事業及び認可化移行可能性調査事業については、希望がなかったため実施予定はありません。

#### 1 提出書類

- ・ 認可外保育施設支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 認可外保育施設支援事業費補助金所要額調書（別紙1）
- ・ 認可外保育施設支援事業費補助金内訳書（別紙2）
- ・ 役員等氏名一覧表（別紙3）
- ・ 振込口座の通帳を開いた1、2ページ目の写し
- ・ 見積書等

※ 様式は、次の URL からダウンロードできます。（当ページの下部に補助金の案内を掲載しています。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6592/p19599.html>

#### 2 対象施設

ICT化推進事業 <sup>※1</sup>	登園管理システムを導入する場合	児童福祉法第59条の2に基づき届出を行っている施設（以下、「届出施設」という。）
	登園管理システムを導入しない場合	届出施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設（財政力指数が1.0以上の市町村が運営するものを除く。）
安全対策事業 <sup>※2</sup>	睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業	届出施設のうち、証明書の交付を受けている又は交付予定の施設（地方公共団体が運営するものを除く）

	ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	届出施設
性被害防止対策支援事業	性被害防止対策を図るため、設備の購入や更新を行う事業	届出施設

※<sup>1</sup> 過去に本事業の補助を受けている場合も、補助対象となるシステムのうち、未導入のシステムを新たに導入する場合は対象

なお、児童育成協会等から本事業の費用について交付されている場合は対象外

※<sup>2</sup> 本補助事業を受けてから10年経過後であれば再実施可能

#### 対象外施設

- ・ 政令市・中核市に所在する施設
- ・ 認可外の居宅訪問型保育事業
- ・ 児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っていない施設

### 3 提出方法

電子メール又は郵送

メール：[sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp)

郵 送：〒231-8588(住所が無くても郵便番号のみで届きます)

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

保育・待機児童対策グループ宛

(できるだけ、電子メールでの提出をお願いします。郵送の際は追跡サービスを利用できる簡易書留等で送られることをお勧めします。)

### 4 提出期限

令和6年12月25日(水)まで

問合せ先

保育・待機児童対策グループ 前原

電 話：(045)210-4663

メール：[sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:sisetuhoiku.47cm@pref.kanagawa.lg.jp)